

新型コロナウィルスチェックリスト(事業所編)

* ハイリスク施設及び保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブを除く

事業所内で感染者が発生した際、事業所における感染者との接触に基づく濃厚接触者の特定および行動制限は、社会経済活動の維持の観点から原則必要ありません。
ただし、以下の事項につきましては、引き続きご留意ください。

- 事業所等で感染者と感染可能期間（下記フロー図②参照）に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として5日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えよう周知してください。
- 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染防止対策をとりましょう。

対応確認フロー

①陽性者の発症日の特定

陽性者に確認して、発症日を特定します。

- 陽性者に症状がある場合 → 症状が出始めた日(　月　　日)
- 陽性者に症状がない場合 → 検体を採った日(　月　　日)

②感染可能期間の特定

感染する可能性が高い期間（陽性者の発症日2日前から最終接触日まで）を特定します。

発症日2日前(　月　　日) から 最終接触日(　月　　日) まで

③接触状況の確認

②の感染可能期間中に、陽性者と下記の接触があつたか確認します。

- マスク無し（※）で、手が触れる距離（1メートル程度）で15分以上会話をしながら過ごした
※「マスクなし」は、鼻マスク、顎マスクを含みます。
- 狹く、換気の悪い空間で長時間一緒に過ごした

④感染防止対策の指導

③のいずれかに該当した職員に対して、以下の事項について周知してください。

- 一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的な検査など）の外出自粛を含めた感染防止対策をとること。
- 症状のある場合は、医療機関（かかりつけ医等）へ電話相談した上で受診すること。

受診や相談する医療機関が見つからないという場合は、以下に相談してください
宮崎県新型コロナウィルス感染症受診・相談センター（24時間）

0985-78-5670